

---

令和7年大和町議会12月定例会議会議録

---

令和7年12月5日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	八 卷 利 栄 子 君	商工観光課長 兼 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総務課長兼 危機対策室長	児 玉 安 弘 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	遠 藤 秀 一 君	会計管理者 兼 会 計 課 長	丹 野 俊 宏 君
財 政 課 長	佐々木 克 敏 君	教育総務課長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	青 木 朋 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	阿 部 友 紀 君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	次 長	相 澤 敏 晴
主 任	櫻 井 郁 也	主 事	佐 藤 みなみ

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午後 1時29分 開 議

議 長 (今野善行君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番櫻井 勝君及び6番森 秀樹君を指名します。

---

日程第2「議案第80号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議案第80号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第81号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第3、議案第81号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第82号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部  
を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第82号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第83号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第83号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第84号 大和町教育施設に関する使用条例の一部を改正する  
条例」

議長（今野善行君）

日程第6、議案第84号 大和町教育施設に関する使用条例の一部を改正する条例を  
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7「議案第85号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第85号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8「議案第86号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第86号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9「議案第87号 大和町営住宅の明渡し等に係る訴えの提起について」

議 長 （今野善行君）

日程第9、議案第87号 大和町営住宅の明渡し等に係る訴えの提起についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

まず本件に関して、別冊資料ございました。

このぐらい、要は役場職員が何度も何度も現地に赴いていると。要は通常業務ができませんから、この分についての損害賠償も請求すべきではないかと思うんですけども、いかがお考えですか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり本件に関しましては、職員が臨戸訪問で62回ほど行ってございますし、そういった中で、そのほかにも電話応対等を行ったということで、滞納が始まってからかなりの訪問の機会を、直接お会いする機会をとということで、職員が使命感に基づいて対応を図ってきたというところでの、その対応についてのご質問ということであるかと思っておりますけれども、この部分に関しましては、あくまでも個人としての仕事という、業務という形ではなくて、組織という形で機関としての対応という

形でございますので、個人の部分の損害賠償請求、慰謝料というような形の部分では、今回は請求はできかねるというような形で顧問弁護士とも相談をさせていただいた中で、このような対応をさせていただいておるということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）  
馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

私も個人のことを言っているのではなくて、要はこのように業務を抜けるということとは、その分誰かに負荷がかかっているんですよね。要はその課としてね。その方が抜けることによってその時間分、無駄とは言わないな、ちゃんと行っているから、臨戸訪問されているからいいんだとは思いますがけれども、その分の損害賠償請求、私はあつてしかるべきだと思いますよ。役場にとって損害ですよ、これ。もちろん弁護士とも相談されたんでしょうけれども、そして何よりもきちんと支払っている人たちに対してそういう姿勢を見せなければ、きちんとやっている人たちがばかを見るというといけないので、何ていうんだろう、そういう人たちに対して失礼。実際ね。そういう意味では厳しく対応すべきだと思いますし、そのように誰でも思うんですけれども、もう一度ご答弁をいただけませんか。

議長（今野善行君）  
都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりですね、ただあくまでも滞納された方への職員としての対応ということで、業務の中での対応という形の部分になっているという中で、できるだけそういう長期間にわたるような滞納期間を設けないように対応していくという形で、今回はこのような形で、誠意のない対応が長期間にわたってあったということで、今回訴えの提起という形になってございますが、その分に関しては、あくまでも業務の中での一環という形で今回は対応させていただいたというところでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

今後こういうことがないとも言い切れないので、もちろんこうならないようにするのが大前提ですけれども、こういう案件があった場合は、私は損害賠償を請求しても何ら、町に損害を与えていると私は思いますから、そういう意味では今後検討すべき課題かなあとも思いますので、業務とはいえですよ、その分時間取られていますから、間違いなく。そういう意味では、考えていったらいいのではないかと。答弁は結構です。今後検討してください。

終わります。

議 長 （今野善行君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ほかにないようでありますので、これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第88号 指定管理者の指定について（大和町テレビ放送  
共同受信施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 （今野善行君）

日程第10、議案第88号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第89号 指定管理者の指定について（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（今野善行君）

日程第11、議案第89号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第90号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（今野善行君）

日程第12、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13「議案第91号 町道路線の廃止について」

議長（今野善行君）

日程第13、議案第91号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14「議案第92号 町道路線の認定について」

議長（今野善行君）

日程第14、議案第92号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15「議案第93号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」

議長（今野善行君）

日程第15、議案第93号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16「議案第94号 令和7年度橋梁補修工事（竇垣橋）請負契約について」

議長（今野善行君）

日程第16、議案第94号 令和7年度橋梁補修工事（竇垣橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書1ページをお願ひをいたします。

議案第94号 令和7年度橋梁補修工事（竇垣橋その2）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願ひするものでございます。

記としまして、1、契約の目的は、令和7年度橋梁補修工事（竇垣橋その2）でございます。

2、契約の方法は、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額は、7,480万円うち消費税額680万円でございます。

4、契約の相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建设株式会社でございます。

今回の工事につきましては、令和7年6月定例会におきまして、議案第57号により議決をいただきました令和7年度橋梁補修工事（竇垣橋）につきまして、契約相手方の自己破産申請に伴い、工事継続不能となったことによる工事契約の解除に伴いまして、改めてその2工事として実施するものでございます。

それでは、別冊の議案第94号関係資料の1ページをお願ひをいたします。

入札の状況についてでございます。

1、入札参加資格につきましては、記載の（1）から（6）の項目のほか、（7）で大和町入札参加資格承認時点で、土木一式工事の格付がB級以上であることといたしました。

次に、2、入札の方法につきましては、記載の3項目といたしました。

続きまして、入札参加者につきましては、記載の7者に参加をいただいたところでございます。

2ページをお願ひをいたします。

入札の結果でございます。

(1) は令和7年11月25日執行しました当工事の入札調書でございます。工事の予定価格は9,057万1,000円。低入札調査基準価格は7,599万7,000円でございます。記載のとおり、最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

続きまして(2)でございます。この結果、最低応札者である大和建设株式会社から大和町低入札価格失格基準第5条に基づきまして、令和7年11月27日に積算内容のほか低価格の理由等について事情聴取を行い、応札者からは現在の手持ち工事の状況から施工管理可能な社員に余裕があること。また、仮設材及び重機を自社保有のもので対応可能であり、人件費等必要最低限の経費を確保し応札した等の回答を得たことによりまして、11月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査では、記載の9項目につきまして審査を行いました。その結果、履行可能と判断し、入札価格順位第1位の大和建设株式会社を落札者に決定し、同年12月2日に仮契約を締結をいたしました。

次に、契約の内容でございます。

請負代金額は7,480万円。消費税を除いた金額は6,800万円でございます。契約相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建设株式会社でございます。

3ページをお願いいたします。

事業の概要でございます。

1、施工場所は大和町落合報恩寺字身洗地内。

完成工期は令和8年3月31日を予定してございます。

3、工事概要でございます。施工延長Lイコール35.84メートル、幅員Wイコール7.0メートルうち橋梁の長さはLイコール28.92メートルでございます。

以下、施工内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページにつきましては、施工箇所的位置図を掲載してございます。

続いて5ページは、補修一般図でございます。図面赤色着色部分が今回の施工箇所でございます。

以上が、令和7年度橋梁補修工事(簀垣橋その2)請負契約の概要でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 (今野善行君)

以上で議案第94号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「同意第3号 教育委員会教育長の任命について」

議長（今野善行君）

日程第17、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、教育長八巻利栄子さんの退場を求めます。

〔八巻利栄子君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

同意第3号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は八巻利栄子氏でありまして、住所、生年月日は記載のとおりであります。

次に、説明資料、同意第3号関係、説明調書をご覧願います。

同意を求める者は、八巻利栄子氏であります。学歴、主な職歴につきましては記載のとおりでございます。

記載の理由でございますが、八巻利栄子教育長の任期が令和7年12月31日までで満了することに伴いまして、再任について議会の同意をお願いするものであります。

八巻氏の経歴等は記載のとおりであります。これまで常に教育現場の第一線で活躍され、自治体行政にも携わるなど、その豊富な教育経験により、令和6年10月か

ら教育長としてご活躍いただいておりますが、さらに大和町の教育行政の振興に大きく貢献が期待されるため、引き続き教育長として任命いただきたく同意をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番佐々木久夫君及び8番犬飼克子さんを指名します。

次に、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人から異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番佐々木久夫君及び8番犬飼克子さんを指名しますので、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

賛 成 15票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について、賛成多数で同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

教育長八巻利栄子さんの入場を求めます。

〔八巻利栄子君入場〕

ただいま教育長に任命、同意されました八巻利栄子さんから挨拶をいただきます。

教育長八巻利栄子さん、登壇願います。

教育長 (八巻利栄子君)

ただいまはご同意をいただき、ありがとうございました。

昨年10月より教育長に就任いたしまして以来、議員の皆様はもとより役場の職員の方々、各学校の教職員はじめ町民の皆様に温かく受け入れていただき、様々なご支援をいただきながらここまで務めてまいることができました。

今後も微力ではございますが、子供たちのため、そして町民のため誠実に仕事に取り組んでまいりたいと考えます。

これまで同様、議員の皆様にはご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。高い席からではございますが、お願い申し上げ、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

議 長 (今野善行君)

以上で挨拶を終わります。

---

日程第18「同意第4号 落合財産区管理委員の選任について」

議 長 (今野善行君)

日程第18、同意第4号 落合財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは引き続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。

同意第4号 落合財産区管理委員の選任についてであります。

下記の者を落合財産区管理委員に選任することについて、財産区条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は半澤 淳様であります。住所、生年月日は記載のとおりであります。今回の落合財産区管理委員の選任につきましては、同管理委員会で委員を務めていただいております高橋俊美様が、今年8月16日にご逝去されたことを受けまして、後任者を選任するものとなります。後任となる適任者の選出につきましては、同地区に依頼をし、去る10月31日に推薦委員会を開催いたしまして、その結果、半澤様が適任者であると推薦を受けましたことから、議会の皆様方に同意をお願いいただくべく今回提案させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で、同意第4号の説明を終了します。

これから同意第4号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番馬場良勝君及び10番今野信一

君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人に異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番馬場良勝君及び10番今野信一君に開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

有効投票のうち

賛成 15票

以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場を開きます。

〔議場開鎖〕

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時17分 閉 会